

市第77号議案

公会堂の指定管理者の指定

次のように公会堂の指定管理者を指定する。

令和 3 年 12 月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市鶴見公会堂	東京都港区赤坂 4丁目1番33号	株式会社アクト・テクニカル サポート 代表取締役 社 長 長戸 拓	令和4年4月1日か ら令和9年3月31日 まで
横浜市神奈川公会堂	神奈川県幸ヶ谷 4番地	こらぼネットかながわ・ジャ パントータルサービス共同事 業体 代表者 特定非営利活動法人こらぼネ ット・かながわ 理事長 関 口 力	同
横浜市南公会堂	東京都港区芝4 丁目1番23号	株式会社シグマコミュニケー ションズ 代表取締役 社 長 村上 雅弘	同
横浜市保土ヶ谷公会堂	保土ヶ谷区峰岡 町1丁目20番地 の4	一般社団法人保土ヶ谷区区民 利用施設協会 会長 畑 尻 明	同
横浜市旭公会堂	中区山下町1番 地	株式会社清光社 代表取締役 社 長 鈴木 真	同
横浜市緑公会堂	同	同	同

提 案 理 由

横浜市鶴見公会堂等の指定管理者を指定したいので、地方自治法

第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

こらぼネットかながわ・ジャパントータルサービス共同
事業体の構成員

- 1 神奈川県幸ヶ谷 4 番地
特定非営利活動法人こらぼネット・かながわ
理事長 関 口 力
- 2 神奈川県子安通 1 丁目 132 番地の 1
ジャパントータルサービス株式会社
代表取締役社長 鈴木 武

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）